

香南市内の中小企業者の皆さまの、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取り組みやアフター・コロナに向けた取り組みへの支援を行います

# 令和3年度 香南市中小企業者応援補助金

必ず交付要領等をご確認ください

## 対象事業

以下のAかBいずれかに該当すること

### A：新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取り組み

(業種団体等が定めた「業種別感染予防対策ガイドライン」等に基づいて実施する取り組み)

### B：アフター・コロナに向けた取り組み

(売上回復や事業継続につながる取り組み)

取り組み例は裏面参照

## 対象者

以下のいずれにも該当すること

○香南市内に事業所または店舗を有する中小企業者(事業所を有さない形態で事業を営んでいる場合は、香南市に住所を有し、現に居住していること)

(中小企業支援法第2条第1項に該当する者)

○2020年の年間売上が2019年の年間売上より減少していること。(年間とは1月～12月をいう)

○申請日以後も香南市内で事業を継続する意思があること。

## 補助金額と補助率

売上減少率 (売上増の場合は対象外)	20%未満	20%以上
補助対象経費 ※消費税対象外	上限：500,000円 ※消耗品が補助対象経費になるのは上記対象事業Aのみで、 上限100,000円	
補助率	補助対象経費の4分の3	補助対象経費の5分の4
補助上限額 ※千円未満の端数切り捨て	375,000円	400,000円

※感染拡大防止(A)及びアフター・コロナ(B)に向けた取組の両方を実施する場合においても、補助金額の上限は375,000円又は400,000円になります。

## 事業スケジュール

申請期間：令和3年5月6日から令和4年2月28日  
事業実施期間：交付決定～令和4年2月28日  
※予算額に達した場合は、受付を終了します

## 申請方法

所定の様式と資料を香南市商工観光課または農林水産課に提出してください。

【お問合せ】 (商工業者の方) 香南市商工観光課 TEL 0887-50-3013  
(農林水産業の方) 香南市農林水産課 TEL 0887-50-3015

## 補助対象事業の取組例

※下記の取組例は参考としてください。実際の申請の際には、【お問合せ】まで事前にご相談ください。

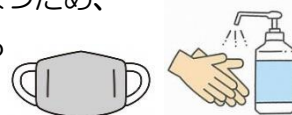
### 製造業

A『外来者や従業員同士の感染拡大防止策として、窓口に非接触検温システム、飛沫防止対策としてパーテーションを設置。また、工場内の換気を図るため、換気扇・空気清浄機等を導入する。』



### 小売業

A『出入口に非接触型除菌アルコールスプレーを設置し、接客業務をする従業員にマスク・フェイスシールドを装着させるため、一定数量を購入。また、ソーシャルディスタンスを保つため、レジカウンターを分割させる改装を実施する。』



### サービス業（飲食店）

A『ガイドラインに基づき、店内換気を図るため、換気扇・空気清浄機を導入。また、トイレ・手洗い場を非接触型システムに変更し感染拡大を防止する。』



### サービス業（飲食店）

B『テイクアウトできる新メニューを開発するため、真空パック製造機を導入。また、販売促進のために、自社HPを作成し販売システムを導入する。さらに観光客対策としてフリーWi-Fiを提供する機器を導入し、来店動機を高める。』



## 申請から事業完了までの流れ

1	申請者が交付要領等を確認 香南市等のホームページに掲載 また、香南市役所本庁舎や各支所等の窓口で配付	香南市 HP <a href="https://www.city.kochi-konan.lg.jp/">https://www.city.kochi-konan.lg.jp/</a>
2	申請者が交付申請書を提出する 香南市商工観光課又は農林水産課へ提出	香南市商工観光課又は農林水産課 〒781-5292 香南市野市町西野 2706 番地
3	市が審査を行い、交付決定する およそ2週間程度	審査ポイント ・対象事業として適正であるか ・実施期間等が適正であるか
4	申請者が事業を実施する 必ず交付決定日以降に事業実施してください	
5	申請者が実績報告書を提出する 期間内に設備等の設置や支払いを終了し、実績報告書を香南市商工観光課又は農林水産課に提出する	
6	市が実績報告書を精査し、補助金額を決定する	
7	申請者が請求書を提出する	
8	市が申請者の指定口座に補助金を振り込む	2週間程度で振り込みます
9	申請者は補助事業により取得した財産等の適正な管理及び証拠書類等の保管をする	